

インタフェース仕様書 サービス事業所編 新旧対照表

(内容現在 令和3年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 30年 4月	同	令和 3年 4月
2	2 - 3	(1)利用者が事業のみを利用する場合	同	(1)要支援者・事業対象者が事業のみを利用する場合
3	2 - 3		同	(1) に以下を追加 2021年4月1日以降は送付を行わない。
4	2 - 5	(2)利用者が予防給付と事業を利用する場合	同	(2)要支援者が予防給付と事業を利用する場合
5	2 - 5		同	(2) に以下を追加 2021年4月1日以降は送付を行わない。
6			2 - 7 ~ 2 - 8	「(3)要介護者が市町村の補助により実施する事業のみを利用する場合(2021年4月以降)」を追加